

四日市市告示第57号

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成19年四日市市告示第136号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の全ての要件を満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に20歳に満たない児童を扶養しているものをいう。）であって、対象講座の受講を修了したものとする。</p> <p>(1) 児童扶養手当の支給を受けていること又は同様の所得水準にあること。 <u>ただし、児童扶養手当施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。</u></p> <p>(2)から(3) (略)</p> <p>(対象講座指定の申請)</p> <p>第6条 給付金の支給を受けようとする者は、あらかじめ受講しようとする講座について、対象講座の指定を受けなければ</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の全ての要件を満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に20歳に満たない児童を扶養しているものをいう。）であって、対象講座の受講を修了したものとする。</p> <p>(1) 児童扶養手当の支給を受けていること又は同様の所得水準にあること。</p> <p>(2)から(3) (略)</p> <p>(対象講座指定の申請)</p> <p>第6条 給付金の支給を受けようとする者は、あらかじめ受講しようとする講座について、対象講座の指定を受けなければ</p>

ばならない。ただし、受講開始前に次条に規定する申請書を提出できない真にやむを得ない事由がある支給対象者で、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、受講開始後すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。

2 前項の指定を受けようとする者(以下「指定申請者」という。)は、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書(第1号様式。以下「講座指定申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して所長に提出しなければならない。ただし、所長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 指定申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(平成29年所得から令和元年所得において、地方税法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割(同項第2号に規定する所得割をいう。)の納税義務者(同項第13号に規定する合計所得

ばならない。ただし、受講開始前に次条に規定する申請書を提出できない真にやむを得ない事由がある支給対象者で、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、受講開始後すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。

2 前項の指定を受けようとする者(以下「指定申請者」という。)は、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書(第1号様式。以下「講座指定申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して所長に提出しなければならない。ただし、所長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 指定申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。第9条第1項第3号において同じ。)であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の所得。第9条第1項第3号において同じ。)の額を証明する書類等、当該事実を明らかにすることができる

金額が125万円を超える者に限
る。)及び同項第12号中「妻と死別
し、若しくは妻と離婚した後婚姻をし
ていない者又は妻の生死の明らかで
ない者で政令で定めるもの」とあるの
を「婚姻によらないで父となった男子
であつて、現に婚姻をしていないも
の」と読み替えた場合において同号に
該当する所得割の納税義務者であり、
同法第34条第1項第8号に規定す
る控除を受ける者をいう。)であるとき
は、当該対象者の子の戸籍謄本及び
当該対象者と生計を一にする子の前
年の所得(1月から7月までの間に申
請する場合には、前々年の所得。第9
条第1項第3号において同じ。)の額
を証明する書類等、当該事実を明らか
にすることができる書類

書類

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(こども未来部こども家庭課)